

羽幌町小中一貫教育基本方針

令和8年3月
羽幌町教育委員会

1 方針策定の目的

近年、子どもたちを取り巻く環境は、生成A Iなどデジタル技術が発展する一方、グローバル情勢の混迷をはじめ、少子高齢化による児童生徒数の減少、各家庭における価値観の多様化、規範意識の変容など、教育を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

こうした中、平成27年に行われた学校教育法の改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校種として制度化され、義務教育9年間を見通した系統的な教育活動を進める動きが、全国で広まっています。

また、本町市街地区に設置の羽幌中学校は、建設から50年以上が経過し、老朽化が進んでおり、大規模改修等の対応が必要な時期を迎えています。このため、今後の児童生徒数の減少傾向を踏まえ、学校施設の統合等を含めた施設の有効活用と学校教育活動の効果的・効率的な展開の両面からの検討が必要であります。

本方針は、小中一貫教育に関する国の動向や、これまで実施してきた羽幌町の教育行政の成果と課題を踏まえ、本町にふさわしい小学校と中学校9年間の小中一貫した教育の基本的な考えを示すことを目的に策定するものです。

2 小中一貫教育が求められる背景

(1) 小中一貫教育に関する国の動向

平成18年に行われた教育基本法の改正や平成19年に行われた学校教育法の改正により、小中学校を通じた義務教育9年間の教育の目的・目標が新設され、小学校と中学校間の連続性を意識した教育活動を行うことが求められるようになりました。

また、平成27年に行われた学校教育法の改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校種として制度化されるとともに、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す「小中一貫型小・中学校」が位置付けられ、国の制度に基づき小中一貫校を設置できるようになりました。

(2) 発達の早期化等

小・中学校の6・3制が導入された昭和20年代前半と比べ、児童生徒の身体的発達や思春期の到来は、当時よりも2年程度早期化しています。また、自己肯定感や自尊感情の低下が小学校高学年から増え、小学校高学年の児童は中学校の生徒に近い特質があり、中学校に進んだ後に顕在化する不登校やいじめ等の問題行動等のその兆しは小学校高学年で生じているケースが多いと言われており、小中間の接続の円滑化の必要性が指摘されています。

(3) 中1ギャップの解消

子どもたちが小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象への効果的対応が必要となっています。

もとより、小学校段階での指導と中学校段階での指導に、発達の段階に応じた独自性があることは当然と言えます。また、将来の進学や就職、転職などの大きな環境の変化を念頭に置いた場合、適度の段差が小・中学校段階間に存在することの意義や教育効果も大きいものと考えられます。

しかしながら、小学校と中学校との教育活動の差異や子どもたちの人間関係や生活の変化が同時期に生じることが、小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題、家庭が抱える様々な事情等とも相まって、少なからぬ生徒に精神的・身体的負担を生じているとの指摘があります。

このような状況を踏まえ、小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差の大きさに配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために、「意図的な移行期間」を設ける教育課程を編成し、学習指導・生徒指導上の工夫を行う取組が広まっています。こうした取組を行いやすくする観点から小中一貫教育の枠組みが注目を集めている側面があります。

(4) 家庭・地域の社会性育成機能の低下

子どもの社会性の育成をめぐる社会環境の変化への対応の必要性も、小中一貫教育の取組が推進されている背景の一つとして挙げられます。地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親家庭の増加といった様々な背景の中で、大人と子どもとのコミュニケーションが減っているとの指摘があります。また、子どもがいない世帯の増加、一世帯当たりの子どもの数の減少、ゲームやインターネットに費やす時間の増加、屋外で子どもが自由に遊べる場所の減少などを背景として、集団での遊びの機会や、年齢の離れた子ども同士の関わりそのものが減っているという現状が指摘されています。

(5) 学校に期待される役割の相対的増大

家庭や地域における教育の役割は引き続き重要であり、その役割の全てを学校教育が代替することはふさわしくありませんが、このように家庭をめぐる状況が変化し、地域社会における子どもの社会性育成機能が低下する中で、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待は相対的に大きくなっています。

その一方、少子化等に伴って学校自体が小規模化し、クラス替えができない

規模や多様な教職員集団からの指導を受けられない規模になっているなど、小学校と中学校がそれぞれ小規模化して、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できず、教育上のデメリットが顕在化してきています。

こうした背景の下、小中一貫教育の取組を進めることで、「多様な異学年交流の活発化」や「より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保」などにより学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっていることも、小中一貫教育の導入が広がっている重要な背景・理由の1つと言えます。

(6) 学校現場の問題の複雑化・多様化

近年、複雑な家庭環境で育つ子どもの増加、特別支援教育の対象となる子どもの増加、不登校などの生活指導上の問題の増加、保護者ニーズの多様化と対応の困難化、時代の要請に伴う教育活動の高度化など、学校が抱える課題は、多様化・複雑化しています。

こうした中、これまでのような一人一人の教員の努力や学年・学校単位の努力だけでは十分な対応が困難であることから、学校同士の連携や家庭・地域との協働により、子どもに関わるすべての人でつくり上げる質の高い教育が求められています。

(7) 主体的に学びに向かう子どもの育成

学ぶ意義を十分見いだせない子どもの増加、不登校や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒、特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性の包摂、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題になっています。

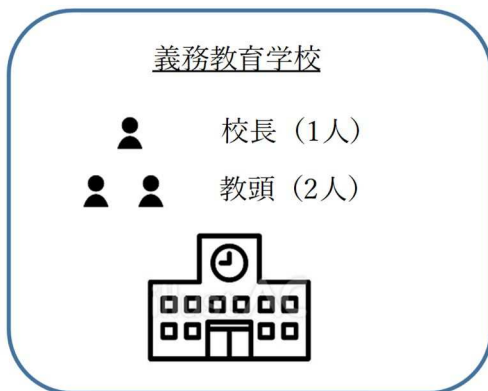
これらの課題に向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として、学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要になってきています。

3 小中一貫教育制度について

(1) 小中一貫教育の制度化

小中一貫教育の制度化においては、従来の制度下での小中一貫教育の取組では、教育課程の在り方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制の在り方、施設の形態などが様々であり、地域の実情に即した多様な取組が行われてきた状況を踏まえ、大きく2つの形態が制度化されています。

①義務教育学校



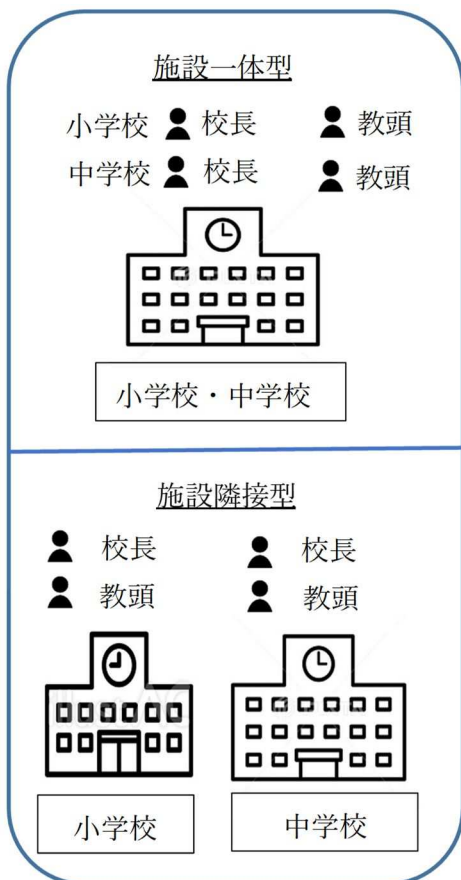
○一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態

・修業年限：9年

(例：前期課程6年+後期課程3年)

※一般教員については、原則既存の各学校の人数が引継がれます。

②小中一貫型小学校・中学校



○組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態

※既存の小学校・中学校の基本的な枠組みを残したまま、9年間の教育目標を設定し、系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校で、通常の小中学校と比較して9年間一貫した指導を実施したり、柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能

(2) 小中一貫教育で見込まれる効果

①学習の連続性と理解の深化

小学校と中学校の教科内容や評価基準を横断的に設定することで、児童生徒が学習のつまずきを早期に把握し、連続した指導を受けられるようになります。また、9年間を見通した教育課程を設定することで、基礎・基本の定着が進み、応用力の育成にも結びつきやすくなります。

②相互乗り入れ指導による効果

中学校の専門性を生かした指導を取り入れることにより、小学校での発展的な指導が充実し、学力の向上が見込まれます。

また、小学校の指導と中学校の指導の両方の経験を有する教員が増えていくことにより、教科等の系統性に対する理解が深まるほか、児童生徒が学習でつまずきやすいところを経験的に学ぶことができ、9年間を見通した教科指導が可能となります。

③学校生活での指導上の効果

小中一貫教育では、学習・生活のルール・評価基準が一貫して適用されるため、小学校から中学校にスムーズに移行でき、環境の変化等によるギャップを小さくする効果が期待されます。

④学校運営と教職員の働き方改革の推進

全ての教職員が9年間を通して子どもたちを育てる意識を持って指導にあたることから、小・中学校間の教職員の相互理解が進み、授業改善が図られるほか、校内の業務効率化や意思決定の迅速化にも寄与します。

⑤異学年児童生徒の交流の促進

上級生が下級生の模範となる機会が増え、リーダーシップやコミュニケーション能力が育成されるほか、協働学習などを通じた学習内容の定着が促されます。

(3) 考えられる課題

小学校と中学校の教員は、それぞれ異なる専門性を有し、授業運営や評価方法、指導意識に差があり、専科指導教員の計画的な配置や、教員の専門性を高める連続的な研修が不可欠です。

また、学年横断的な統一的カリキュラムを実現するには、学校間での相互乗り入れ指導や共同授業の実施、評価基準の共通化といった取り組みが前提となります。これに伴い、教員の業務負担が増大するリスクもあるため、働き方改革の観点からの業務の見直しや、校務の効率化、ICTを活用した授業設計の促進が並行して求められます。

4 羽幌町における児童生徒の将来見通し

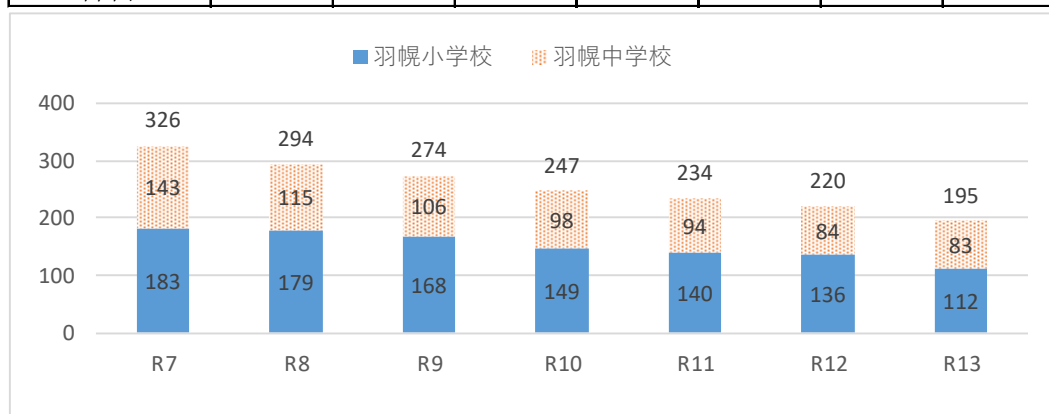
今後の市街地区の児童生徒数について、令和7年度末時点の0歳児が小学校に入学する令和13年度までの推計では、児童数生徒数ともに減少し続け、令和13年度では、現在の約6割まで減少し、市街地区小中学校全体で200人を下回る見込みとなっています。

また、近年の出生数から、今後の小学校の1学年当たりの平均児童数は22人程度となり、クラス替えができないなど学校の小規模化が進み、多様な教職員集団による指導が難しくなることが想定され、急速に進む児童生徒数の減少に対応した効果的な学校教育活動の展開が緊要となっています。

(市街地区児童生徒数の推移)

単位：人

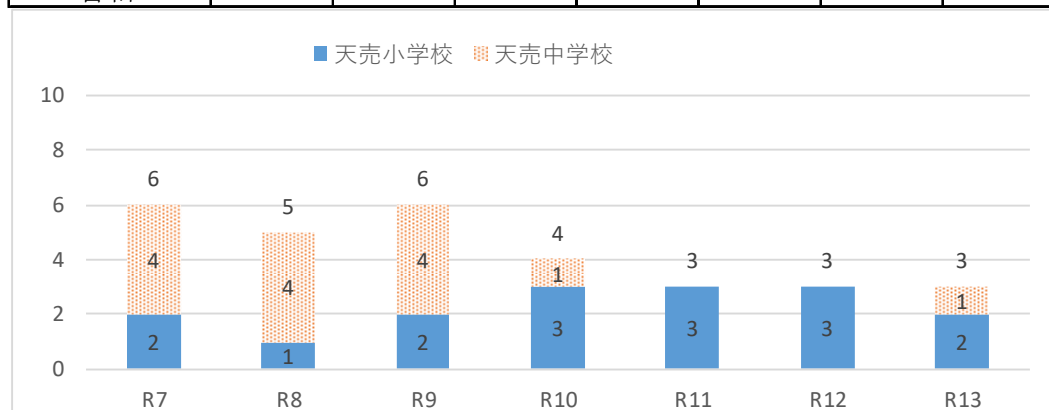
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
羽幌小学校	183	179	168	149	140	136	112
羽幌中学校	143	115	106	98	94	84	83
合計	326	294	274	247	234	220	195



(天売地区児童生徒数の推移)

単位：人

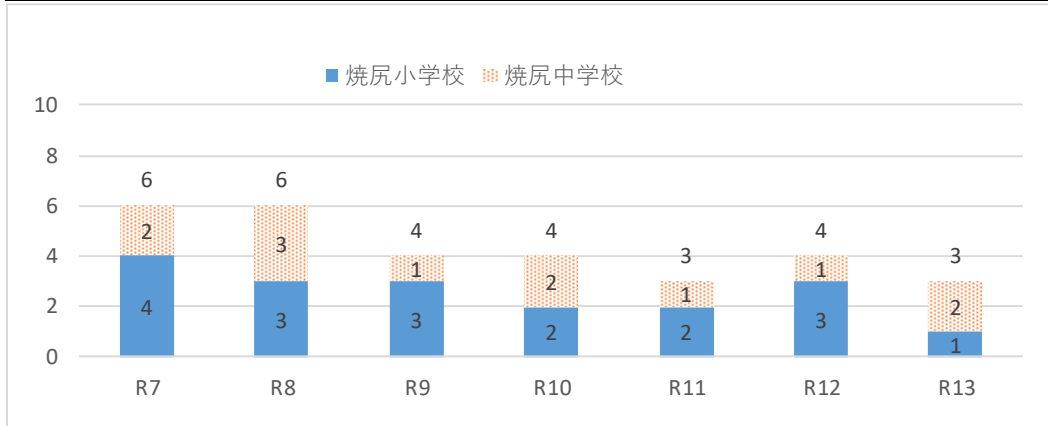
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
天売小学校	2	1	2	3	3	3	2
天売中学校	4	4	4	1	0	0	1
合計	6	5	6	4	3	3	3



(焼尻地区小中学校児童生徒の推移)

単位：人

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
焼尻小学校	4	3	3	2	2	3	1
焼尻中学校	2	3	1	2	1	1	2
合計	6	6	4	4	3	4	3



<参考：令和8年度学級数見込み>

(市街地区)

学校名	学級数						特別支援学級	計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
羽幌小学校	1	1	1	1	2	1	4	11
羽幌中学校	1	1	1	/	/	/	2	5

(天売地区)

学校名	学級数						特別支援学級	計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
天売小学校	/	/	/	/	/	/	1	1
天売中学校	1	/	/	/	/	/	/	1

※天売中学校：複式学級（1年生1名、2年生3名）

(焼尻地区)

学校名	学級数						特別支援学級	計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
焼尻小学校	/	1	/	/	/	/	/	1
焼尻中学校	1	/	/	/	/	/	/	1

※小学校：複式学級（2年生2名、5年生1名）

※中学校：複式学級（1年生1名、3年生2名）

5 羽幌町の学校施設の現状

(1) 町内各小中学校施設の概要

学校名	構造	面積	建設年月	摘要
羽幌小学校	鉄筋コンクリート造	4,556 m ²	平成 29 年 10 月 (築 8 年)	
羽幌中学校	鉄筋コンクリート造	5,528 m ²	昭和 49 年 6 月 (築 51 年)	
天売小中学校	鉄骨造	1,847 m ²	平成 16 年 10 月 (築 21 年)	H17. 4. 1 天売小中学校併置校
焼尻小中学校 (中学校棟)	鉄骨造	1,173 m ²	昭和 53 年 6 月 (築 47 年)	H19. 4. 1 焼尻小中学校併置校

(2) 各施設のランニングコスト等

(単位:千円)

学校名	金額				備考
	区分	R4	R5	R6	
羽幌小学校	経常費	24,588	25,774	24,008	経常費の年平均額 羽幌小 24,790千円 羽幌中 14,655千円 天売小 10,548千円 焼尻小 5,053千円
	臨時費	13,297	15,516	5,249	
	合計	37,885	41,290	29,257	
羽幌中学校	経常費	14,210	15,658	14,096	
	臨時費	10,989	2,605	5,839	
	合計	25,199	18,263	19,935	
天売小中学校	経常費	10,889	10,234	10,524	
	臨時費	2,185	2,758	1,199	
	合計	13,074	12,992	11,723	
焼尻小中学校 (中学校棟)	経常費	5,558	4,886	4,715	
	臨時費	2,233	2,924	1,353	
	合計	7,791	7,810	6,068	

※ 経常費：各施設を運営する上で必要となる光熱水費等、毎年継続して発生する経費
 臨時費：各施設を運営する上で必要となる修繕費等で、臨時的に発生する経費及び計画的な改修費等の経費

6 羽幌町が目指す小中一貫教育

(1) 本町における小中一貫教育の方向性

児童生徒数の減少傾向と各学校施設の現状を踏まえ、本町における効果的な学校教育活動を展開するため、市街地区の小中学校については、小中一貫教育の導入・推進を図り、一人の校長・一つの教職員組織の中で小学校課程から中学校課程までを学ぶ義務教育学校の設置を推進します。離島地区の各小中学校については、既に小中併置校であり、小中一貫教育に近い方式で運営していることから、義務教育学校の設置におけるメリット等を検証した上で、その可否を検討していきます。

なお、義務教育学校の設置はより良い教育を実現するための手段であり、それ自体が目的ではないことから、本町各地区の子どもたちにとって義務教育学校の設置がどのような意義を持つのか十分な検討を行い、保護者や地域住民との話し合いを通じて理解を求めるとともに、校長や教職員に対しても取組への意識が共有されるよう協議等を繰返し行っていきます。

(2) 施設管理の方向性

羽幌中学校は既に建物の耐用年数を経過しており、大規模改修又は建替えの時期を迎えています。今後の児童生徒数の減少傾向と学校教育活動の効果的・効率的な展開を踏まえ、現羽幌小学校校舎に中学校機能を移転し、義務教育学校の設置に必要な機能等を具備する施設改修（増築を含む）を進めるものとします。

また、離島地区における各学校施設については、既に小中併置校となっており、統合等の必要がないことから、現校舎を継続して利用していくものとします。

なお、検討にあたっては、既存の学校施設の維持管理に要する費用や義務教育学校の設置に要する費用等を十分に比較・検討するなど、財政面の展望を見極めた上で判断していくものとします。

(3) 学校運営協議会との連携

小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが重要です。このような観点から、例えば学校運営協議会との定期会合等を通じて、地域住民とも教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに生かしていくことを目指します。

7 小中一貫教育の具体的な取組

(1) 一貫性のある教育課程の編成

子どもたちの確かな学力や豊かな人間性を一層高めていくためには、教育課程が就学時から中学校卒業までの一貫性と連続性をもって編成されるほか、子どもたちの発達の段階に応じた効果的な指導方法や異学年交流活動等を工夫し取り入れていくことが大切です。

本町においては、学習指導要領を基本に、義務教育9年間を一つのスパンとして捉え、各学年での発達段階や連続性、系統性を踏まえたカリキュラムを編成し、一貫した教育活動を推進します。

(2) 柔軟な区切りの設定

指導の一貫性の強化の一環として、子どもたちの発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際して子どもが体験する段差の緩和を図る観点から、「4・2・3制」や「5・4制」など、学年段階の区切りを柔軟に設定する取組を研究し、本町にとって最適な教育課程の編成に取り組みます。

どのような区切りを設定するかは児童生徒の実態に応じて判断されるべきであり、子どもや地域の実態、保護者のニーズ、教職員配置の状況や見通し、施設設備の状況や見通し等を総合的に勘案しながら検討します。

【区切りを設定する意義】

- ① 小学校段階と中学校段階の間に、円滑な移行のための期間を意図的に設けることにより、学習指導面・生徒指導面でのいわゆる「中1ギャップ」又は「小中ギャップ」の緩和に資することができる。
- ② 区切りごとに、育成を目指す資質・能力、指導上の重点、具体的な目標等を明確に定めておくことにより、学年完結型となりがちな教職員の意識改革を促し、上学年への進級や中学校卒業時点をイメージした取組を強化することができる。
- ③ 小学校段階と中学校段階にまたがる区切りをあえて設けることによって、小・中学校の教員が協働した教育活動の高度化や、小・中学校段階相互の良さの学び合いを促す仕組みを設けることができる。

(3) 指導体制の工夫

児童生徒の実態を踏まえ、学級担任制のよさと教科担任制のよさを兼ね備えた指導体制の構築を目指し、小学校高学年における一部教科担任制の導入や中学校の授業体験等、指導体制の工夫充実を図ります。

また、算数(数学)、外国語活動・外国語、理科の実験や体育などのより専門性の高い教科のほか、総合的な学習の時間や交流活動等において、教員が

校種を越えて指導にあたる授業（相互乗り入れ授業）を展開し、学習内容や指導方法の充実を図ります。

（４）評価や評価方法の円滑な移行

小学校では、単元ごとのテストやノート、作品などの多様な評価資料をもとに３段階による評価が行われていますが、中学校では、単元ごとに５段階による評価が行われているため、保護者にとっては、評価の意味と活用方法等が理解しづらく、戸惑いを招くとの指摘があります。

そのため、通知表などを過去からの蓄積が一覧できる形に改め、成長の記録を振り返ったり、学力の伸びを実感させたりする取組を行っている学校もあります。

本町においては、既に成績処理や時数管理などを行う統合型校務支援システムが各学校に導入されていることから、当該システムを活用したなかで、小中一貫教育に適した評価体制の構築と評価の円滑な移行を目指します。

（５）特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の中には、小学校から中学校への進学に際して、急激な環境の変化に強い戸惑いや混乱を感じ、学習意欲や集中力が低下してしまう場合があります、このような子どもが安心して過ごしやすい学習環境を整えることが重要です。

また、小学校から中学校に進学する場合、保護者にとっては、学校との関係を一から作り直さなければならないことは大きな負担となります。この点、小中一貫教育では、保護者と学校が９年間継続的に関係を築きやすいというメリットがあります。

このことから、本町においては、個別の教育支援計画や指導計画等を活用して、個々の教育的ニーズや指導経過の密な情報交換の機会を計画的・継続的に設ける体制を整えます。また、必要に応じて、特別支援学級の合同授業や相互参観、特別支援学級の児童・保護者による中学校の授業参観、小・中学校合同の特別支援教育に関する会議の開催等を進めながら、適切な指導・支援を円滑に行うことを目指します。

（６）ＩＣＴ環境の整備と効果的な活用

これからの情報化社会に対応できる児童生徒を育成するためには、「情報教育」「教科指導におけるＩＣＴの活用」の果たす役割が重要となっています。

本町においては、電子黒板や校内ＬＡＮ、タブレットなどＩＣＴ機器の整備推進に従来から取り組んできたことから、小・中学校が継続してＩＣＴ機

器を有効活用することで、児童生徒の情報活用能力の育成と、学習への興味関心の高揚や知識の定着を図ります。

8 スケジュール

	取組内容	備考
令和7年度	○羽幌町小中一貫教育基本方針の策定 ○各学校・関係機関・町民等への周知	
令和8年度	【義務教育学校設置に必要となる施設環境等の検討】 ○学校関係機関等との協議 ○羽幌町立学校運営協議会での協議 ○町民説明・意見聴取等	
令和9年度	【施設整備】 ○検討に基づく施設改修等の設計業務 (基本構想・基本設計) ※施設改修費(概算経費)の算定	
令和10年度	【9年間を見通した教育課程の検討】 ○教育課程、指導計画等の検討(各学校) 【施設整備】 ○施設改修に伴う補助計画の提出 ○施設改修等の実施設計業務 ※施設改修費の算定	
令和11年度	【9年間を見通した教育課程の検討】 ○教育課程、指導計画等の決定(各学校) 【施設整備】 ○改修工事 ○引越し等	
令和12年度	○小中一貫教育開始	次期小学校学習指導要領の実施見込み (中学校は、令和13年度見込み)